横田高校の活動をお知らせする「よここうコーナー」

横田高校

横田高校演劇・放送部 部活紹介

サイワイはここにあり!

学校生活や活動の様子を発信しています!

よここうホームページ

「目線を高く、いい顔で」「心を動かす芝居をつくろう」を合言葉に、少人数ではありますが、いい芝居をつくるために発声練習・身体訓練を毎日頑張っています。

今年の創作作品「サイワイはここにあり 青春篇」は、昨年の「サイワイはここにあり」の続編です。キャストは3年生2人、1年生1人の3人芝居。奥出雲町に生きる高校生たちの「青春」を描きます。スタッフとしても、1年生3人が照明・音響担当で支えます。

この作品は、11月に行われた県大会において最優秀賞をいただきました。12月にある中国大会に進みます。お時間がありましたら、ぜひ観に来ていただいて、応援していただけたら「サイワイ」です。

第62回中国地区高等学校演劇発表会

❖とき:令和6年12月21日(土)・22日(日)

横田高校上演12月21日(土) 17時~18時

「サイワイはここにあり 青春篇」

❖場所:島根県民会館大ホール

入場無料

年末年始のごみ収集と持込の休業日について

	12月				1月					
	28(土)	29(日)	30(月)	31(火)	1(水)	2(木)	3(金)	4(土)	5(日)	6(月)
収集	通常	日曜休み	年末休業	年末休業	年始休業	年始休業	年始休業	通常	日曜休み	通常
持込	午前のみ	日曜休み	年末休業	年末休業	年始休業	年始休業	年始休業	午前のみ	日曜休み	通常

【お問い合わせ】 町民課 町民係 電話:54-2510 有線:31-5000(内線5107)

環境にもお財布にもやさしい生活にチャレンジ!!

冬の暖房調節のコツ

[設定温度] 冬の暖房温度は1℃低く設定すると5~10%の節約につながります。環境省が推奨している20℃では、寒く感じる人も多いでしょう。快適に過ごすコツをお伝えします。

[風向き] 暖かい空気は上方にたまります。サーキュレーターや扇風機を使って上にたまった暖かい空気を下に送り、部屋全体を素早く温めましょう。エアコンは自動運転モードにすると電気代がお得です。

[湿度] 湿度を保つことで手足の末端は2~3℃高く感じるので体感温度が上がります。加湿器を利用して40~60%程度に保つと風邪などの感染対策にもなります。

[フィルター掃除] リビングやダイニングに近いエアコンは調理の油汚れを吸い込んでしまいます。自動掃除機能に任せきりではなく、自分で定期的に確認しましょう。こまめに掃除すると5~10%の省エネ効果があります。

[室外機] エアコン室外機に雪が直接吹き込むと、付着・凍結して暖房効率が下がります。防風雪ガードや防雪フードは販売業者にご相談ください。

みんなで徹底しよう「三ない運動」

政治家の寄附は禁止(贈らない)!
政治家の寄附を求めない! 受け取らない!

政治家の寄附は禁止!
有権者が政治家に寄附を求めることも禁止!

年末年始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物をする機会の多いシーズンです。

そこで、この機会に皆さまに改めてご理解いただきたいのが、きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」(**贈らない、求めない、受け取らない**)です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により**禁止**されています。

皆さま一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

政治家の寄附禁止の対象例

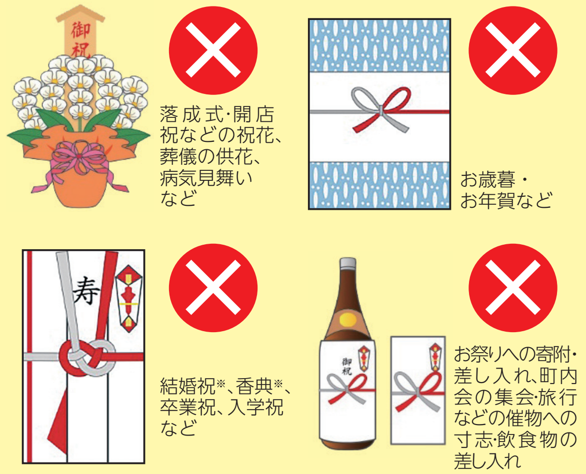

※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

次の行為が禁止されています

【平時より禁止されているもの】

●政治家の寄附の禁止
政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家の名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

●政治家の関係団体の寄附の禁止
政治家が役職員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

●政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

●政治家の後援団体の寄附の禁止
政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

【選挙に関して行うことが禁止されているもの】

●政治家の氏名等を冠した団体の寄附の禁止
政治家の氏名が表示されたり、氏名が類推されるような名称が表示されている団体が、選挙に関し、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、名義のいかんに関わらず処罰されます。

●請負等の契約の当事者の寄附の禁止
国、地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者がそれぞれの選挙に関して寄附をすることや、これらの者からそれぞれの選挙に関して寄附を受けることは、罰則をもって禁止されています。

【その他、禁止されている行為】

○政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状(電報なども含む)を出すことは禁止されています。
○政治家や政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、主として挨拶を目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

総務省ホームページ
(なるほど!選挙「寄附の禁止」)
https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html
※詳細はお近くの選挙管理委員会までお問い合わせください。

広報誌「総務省」(2024年12月号)より